

喫煙対策の推進に関する行動宣言アンケート調査結果

はじめに

2003年10月京都市で開催された第60回全国保健所長会総会において、喫煙対策を全国の保健所で推進するにあたっての基本方針と目標等を示した「喫煙対策の推進に関する行動宣言」が採択された。この行動宣言には「全国の保健所長の喫煙率を毎年調査し、その結果を公表する」ことが明記されている。所長喫煙率や喫煙対策の推進状況等を把握するため、本年7月に全国の保健所を対象として、第一回目の「喫煙対策の推進に関する行動宣言」アンケートを実施した。その集計結果がまとまったので報告する。

調査方法

調査対象は全国の保健所とし、各都道府県保健所長会長を通じてアンケート調査票を送付し、各都道府県保健所長会長を通じて回収した。

回答状況

所長兼務の保健所を除く全国537保健所中、525保健所より回答を得た。回答率は97.8%だった。なお、兼務保健所については、回答がある場合とない場合が混在したので、すべて集計対象からはずしている。

全保健所数	566
(兼務保健所数)	29
対象保健所数	537
回答保健所数	525
回収率	97.8%

調査結果

(1) 保健所長の喫煙状況

一番の関心事である保健所長の喫煙率は10.5%であり、性別にみると男性12.4%、女性2.9%であった。

JT調べによる平成16年6月の喫煙率(男性46.9%、女性13.2%)、日本医師会員の平成16年喫煙率(男性21.5%、女性5.4%)と比較すると、かなり低い喫煙率となっている。また、この1年以内にタバコをやめた保健所長も18名

おり、健康増進法施行の影響がみられる。

喫煙状況	回答数	率
喫煙していない	470	89.5%
(以前から)	312	59.4%
(1年以上)	120	22.9%
(1年以内)	18	3.4%
(無回答)	20	3.8%
喫煙している	55	10.5%
計	525	

(2) 保健所施設の禁煙・分煙状況

保健所施設の禁煙については、敷地内禁煙2.1%、施設内禁煙52.0%と過半数を占めており、以下喫煙場所設置(分煙判定基準を満たしている)22.1%、喫煙場所設置(分煙基準を満たしていない)23.6%であり、自由に喫煙できる施設はなかった。喫煙している所長の施設で禁煙実施の割合が半数を割っているが、有意な差はみられなかった。今後、分煙から禁煙に向けて、各保健所施設の早急な改善が望まれる。

	敷地禁煙	施設禁煙	分煙基準	基準x	自由喫煙	無回答	計
喫煙していない	10 2.1%	247 52.6%	101 21.5%	111 23.6%	0 0.0%	1 0.2%	470
喫煙している	1 1.8%	26 47.3%	15 27.3%	13 23.6%	0 0.0%	0 0.0%	55
計	11 2.1%	273 52.0%	116 22.1%	124 23.6%	0 0.0%	1 0.2%	525

(3) 保健所主催・共催の会議・研修会

保健所が主催あるいは共催する会議においては、全て禁煙としている保健所が93.9%と9割を超えており、非禁煙の保健所はなかった。今後、一部禁煙にとどまっている32保健所において、すべて禁煙となることが望まれる。

	全て禁煙	一部禁煙	非禁煙	計
喫煙していない	440 93.6%	30 6.4%	0 0.0%	470
喫煙している	53 96.4%	2 3.6%	0 0.0%	55
計	493 93.9%	32 6.1%	0 0.0%	525

(4) 情報提供

情報提供している保健所は85.3%であり、予定している保健所5.9%、予定のない保健所は8.0%であった。今後、より多くの保健所が健康増進法第25条を適切に実施するための情報提供を行うことが望まれる。

	している	予定	予定なし	無回答	計
喫煙していない	402 85.5%	25 5.3%	39 8.3%	4 0.9%	470
喫煙している	46 83.6%	6 10.9%	3 5.5%	0 0.0%	55
計	448 85.3%	31 5.9%	42 8.0%	4 0.8%	525

(5) 公共施設等の禁煙・分煙実態の把握と公開

この2年間に、公共施設の禁煙・分煙の実態を把握し公開した保健所は28.2%、把握したが公表していない保健所が32.2%という結果であり、把握していながら公開していない保健所が多い。把握する予定がないという保健所も全体の4分の1を占めており、今後より多くの保健所が禁煙・分煙の実態を把握し、公開することが望まれる。

	公開	把握	把握予定	予定なし	無回答	計
喫煙していない	132 28.1%	154 32.8%	56 11.9%	123 26.2%	5 1.1%	470
喫煙している	16 29.1%	15 27.3%	11 20.0%	13 23.6%	0 0.0%	55
計	148 28.2%	169 32.2%	67 12.8%	136 25.9%	5 1.0%	525

(6) 喫煙の健康影響、禁煙支援に関する情報提供

喫煙の健康影響に関する情報や禁煙支援に関する情報を年に1回以上公開している保健所は60.0%であり、2年に1回としている保健所は5.0%であった。一方、「今のところ公開の予定はない」と回答している保健所も22.3%あり、これら保健所の積極的な対応が望まれる。

	年1回以上	2年1回	予定	予定なし	無回答	計
喫煙していない	280 59.6%	24 5.1%	51 10.9%	109 23.2%	6 1.3%	470
喫煙している	35 63.6%	2 3.6%	9 16.4%	8 14.5%	1 1.8%	55
計	315 60.0%	26 5.0%	60 11.4%	117 22.3%	7 1.3%	525

また、使用している情報提供の媒体（重複回答あり）として、情報提供を実際に行っている保健所においては、広報が最も多く49.3%、続いてホームページ44.3%、その他32.0%となっている。意外と、ホームページの活用が十分には進んでいない実態を知ることができた。

	ホームページ	広報	その他
喫煙していない	136 44.7%	150 49.3%	98 32.2%
喫煙している	15 40.5%	18 48.6%	11 29.7%
計	151 44.3%	168 49.3%	109 32.0%

(7) 病院等への立ち入り時の受動喫煙防止対策、たばこ販売の調査

病院、診療所への立ち入り検査に際して、施設内の受動喫煙防止対策やたばこ販売の有無についても調査している保健所は 38.9%、調査を予定している保健所は 21.5%であった。一方、「今のところ実施する予定はない」と回答している保健所も 37.9%あり、今後保健所内において部門を越えた取り組みが広がることが望まれる。

	調査実施	調査予定	予定なし	無回答	計
喫煙していない	181 38.5%	101 21.5%	180 38.3%	8 1.7%	470
喫煙している	23 41.8%	12 21.8%	19 34.5%	1 1.8%	55
計	204 38.9%	113 21.5%	199 37.9%	9 1.7%	525

調査の方法（重複回答あり）としては、調査用紙を作って把握した保健所は 40 保健所であり、調査実施保健所の 19.6%にとどまっている。用紙を作成しているのは、喫煙していない所長の所属する保健所でその割合は大きいですが、有意な差はみられなかった。口頭で質問している保健所が大多数を占め、75.0%であった。

	用紙作成	口頭質問	その他
喫煙していない	38 21.0%	133 73.5%	20 11.0%
喫煙している	2 8.7%	20 87.0%	2 8.7%
計	40 19.6%	153 75.0%	22 10.8%

(8) 監査施設に対する受動喫煙防止策、禁煙推進の支援

薬事、食品衛生、環境衛生等の日常業務で関わる施設に対して、適切な受動喫煙防止対策や禁煙推進に関する支援をしている保健所は 53.9%、今年度中に予定している保健所は 8.6%であった。一方、「今のところ実施する予定はない」と回答している保健所も 37.0%あり、前項同様、今後保健所内において部門を越えた取り組みが広がることが望まれる。

	支援実施	支援予定	予定なし	無回答	計
喫煙していない	256 54.5%	40 8.5%	171 36.4%	3 0.6%	470
喫煙している	27 49.1%	5 9.1%	23 41.8%	0 0.0%	55
計	283 53.9%	45 8.6%	194 37.0%	3 0.6%	525

また、支援をどのような機会に実施しているか（重複回答あり）については、「会議や研修会の場で情報提供をしたり研修内容に加えている」が 79.2%、「監視指導の機会を利用して、情報提供している」が 25.1%であった。

	会議研修	監視時	その他
喫煙していない	199 77.7%	65 25.4%	41 16.0%
喫煙している	25 92.6%	6 22.2%	3 11.1%
計	224 79.2%	71 25.1%	44 15.5%

(9) 学校への人材派遣や教材面での支援

学校の喫煙防止教育に対し、人材派遣や教材面での支援を実施している保健所は 77.9%、今年度中に予定している保健所は 5.3%であった。今のところ実施する予定のない保健所は 16.6%と少ないが、より多くの保健所が支援を実施することが望まれる。

	支援実施	支援予定	予定なし	無回答	計
喫煙していない	366 77.9%	23 4.9%	80 17.0%	1 0.2%	470
喫煙している	43 78.2%	5 9.1%	7 12.7%	0 0.0%	55
計	409 77.9%	28 5.3%	87 16.6%	1 0.2%	525

(10) 事業所の受動喫煙防止対策の推進、禁煙教育・相談の支援

事業所の受動喫煙防止対策の推進、禁煙教育・相談に関する支援を実施している保健所は 58.1%、今年度中に実施を予定している保健所は 10.5%であった。今のところ実施する予定のない保健所は 30.7%であり、今後より多くの保健所が支援を実施することが望まれる。

	支援実施	支援予定	予定なし	無回答	計
喫煙していない	275 58.5%	46 9.8%	145 30.9%	4 0.9%	470
喫煙している	30 54.5%	9 16.4%	16 29.1%	0 0.0%	55
計	305 58.1%	55 10.5%	161 30.7%	4 0.8%	525

実際に実施されている支援の内訳（重複回答あり）としては、実施保健所中、受動喫煙防止対策の相談に対する情報提供 71.1%、禁煙教育 59.3%、禁煙相談 24.6%、その他 10.5%となっている。

	情報提供	禁煙教育	事業所			禁煙相談	保健所			その他
			事業所	保健所	その他		事業所	保健所	その他	
喫煙していない	197 71.6%	167 60.7%	112 40.7%	55 20.0%	26 9.5%	69 25.1%	31 11.3%	28 10.2%	17 6.2%	31 11.3%
喫煙している	20 66.7%	14 46.7%	11 36.7%	2 6.7%	3 10.0%	6 20.0%	1 3.3%	4 13.3%	2 6.7%	1 3.3%
計	217 71.1%	181 59.3%	123 40.3%	57 18.7%	29 9.5%	75 24.6%	32 10.5%	32 10.5%	19 6.2%	32 10.5%

まとめ

保健所長の喫煙率は 10.5%となっており、男女ともに一般の調査、医師会員に対する調査と比較して低い喫煙率となっている。

また、保健所施設では、敷地内禁煙 2.1%、施設内禁煙 52.0%、分煙基準を満たしている喫煙場所設置 22.1%であり、自由に喫煙できる保健所はなかった。保健所主催の会議・研修会は 93.9%がすべて禁煙、健康増進法第 25 条を適切に実施するための情報提供をしている保健所は 85.3%と高い割合を占めている。一方で、公共施設の禁煙・分煙実態を把握し公開している保健所は 28.2%、病院等への立ち入り検査時の受動喫煙防止対策等の調査を実施している保健所は 38.9%、監視施設に対する受動喫煙防止対策への支援を行っている保健所は 53.9%、事業所の受動喫煙防止対策等への支援を行っている保健所は 58.1%にとどまっております、改善の余地が残る。

行動宣言に沿った事業等の実施状況については、喫煙している保健所長と喫煙していない保健所長との間に大きな違いは見られなかった。当然のことながら、喫煙している所長も、冷静に喫煙対策事業を推進していることがわかった。

今後とも、経年的に調査を実施し、保健所長の喫煙率、行動宣言に沿った事業等の実施状況を把握し、必要に応じて具体的な重点事項を設定する等、行動宣言の目標が達成されるよう努める必要がある。

全国保健所長会

「喫煙対策の推進に関する行動宣言」

世界保健機関（WHO）は、タバコ（喫煙等）を「疾病原因の中でも、予防可能な最大単一の原因」と位置づけ、タバコに起因する疾病と死亡を世界的規模で予防するため、本年5月の総会で「タバコ規制枠組み条約」を採択した。日本国内においても、受動喫煙防止規定を含む「健康増進法」が本年5月1日に施行され、喫煙対策の大きな前進が期待されている。

保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点（地域保健法に基づく基本指針）として、喫煙対策の推進について積極的な役割が期待されている。そこで本会は、喫煙対策を全国の保健所で推進するにあたっての基本方針や目標等を示し、その達成に向けて積極的に行動することをここに宣言する。

< 基本方針と目標等 >

基本方針 1： 保健所長及び保健所職員の禁煙を推進する。

- ・ 全国の保健所長の喫煙率を毎年調査し、その結果を公表する。
- ・ 全国の保健所長全員が非喫煙者であることをめざす。

基本方針 2： 保健所が管理・運営する区域の禁煙を推進する。

- ・ 保健所の施設は、分煙でなく禁煙をめざす。
- ・ 保健所の関わる会議や研修会は、すべて禁煙とする。

基本方針 3： 保健所は、喫煙対策に関する情報センター機能を担う。

- ・ 保健所は、健康増進法第 25 条に基づく受動喫煙防止対策を適切に実施するための情報を関係機関・団体へ積極的に提供する。
- ・ 保健所は、受動喫煙防止対策を推進するために、管内の公共施設等の禁煙・分煙の実態に関する情報の把握と公開に努める。
- ・ 保健所は、ホームページ及び広報等を通じて、喫煙の健康影響に関する情報や禁煙支援に関する情報を定期的に公開する。

基本方針 4： 保健所が日常業務で関わる各種施設・団体等の喫煙対策を支援する。

- ・ 医療法等に基づく病院、診療所の立入検査に際し、施設内の受動喫煙防止対策、及びタバコの販売の有無等についても調査し、病院の無煙化に向けた支援を行う。
- ・ 薬事、食品衛生、環境衛生等の日常業務で関わる施設（薬局、飲食店、ホテル、公衆浴場、劇場等）に対して、適切な受動喫煙防止対策や禁煙推進に関する支援を行う。

基本方針 5： 学校保健や職域保健等との連携により、喫煙対策の実践活動を推進する。

- ・ 学校の喫煙防止教育への人材派遣や教材面での支援を行う。
- ・ 職場の受動喫煙防止対策の推進、及び禁煙教育・相談に関する支援を行う。

「喫煙対策の推進に関する行動宣言」アンケート

平成15年度の全国保健所長会総会において採択された「喫煙対策の推進に関する行動宣言」の内容にそっておたずねしますので、保健所長がご回答下さい。

回答者 () 都・道・府・県
() 保健所長 氏名 ()
連絡方法 TEL: () - () - ()

以下の質問の該当項目に をつけてください。

1. 保健所長の喫煙状況についておたずねします。
 1. 喫煙していない
 1. 以前から喫煙していない
 2. 1年以上前に禁煙した
 3. この1年以内に禁煙した
 2. 喫煙している
2. 保健所の施設の禁煙・分煙状況*についておたずねします。保健所の施設形態が単独庁舎、集合庁舎に関わらず施設全体としてどうなのかをお答え下さい。
 1. 敷地内全面禁煙
 2. 施設内全面禁煙
 3. 喫煙場所設置(分煙判定基準**を満たしている)
 4. 喫煙場所設置(分煙判定基準**を満たしていない)
 5. 自由に吸える(分煙禁煙対策を検討中)
 6. 自由に吸える(分煙禁煙対策を講じる予定なし)

* この項目は、平成16年1月9日付け事務連絡で厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室が実施した調査のうち「各施設の禁煙・分煙取り組み状況」に準じています。

** 分煙基準とは、平成15年4月30日付け厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」にある分煙効果判定基準をさします。通知文の(別添)資料を添付しています。
3. 保健所が主催あるいは共催する会議や研修会は禁煙ですか？
 1. すべて禁煙である
 2. 一部禁煙である
 3. 非禁煙である
4. 健康増進法第25条を適切に実施するための情報提供をしていますか？
 1. 情報提供している
 2. 今年度中に情報提供を予定している
 3. 今のところ情報提供の予定はない
5. 管内の公共施設等の禁煙・分煙の実態を把握し、公開していますか？
 1. この2年間に、公共施設の禁煙・分煙の実態を把握し公開した
 2. この2年間に、公共施設の禁煙・分煙の実態を把握したが、公表はしていない
 3. 今年度中に把握する予定である
 4. 今のところ把握の予定はない
6. ホームページや広報で、喫煙の健康影響に関する情報や禁煙支援に関する情報を年1回以上公開していますか？

